

監査の指摘に対する状況

No.	年度	課等名	指摘事項	指摘区分	措置の内容	措置状況
1	R 6 定期監査	公園緑地課	現金の取扱いが適切でなかったもの 講座受講料について、収納日の翌日までに金融機関へ払い込まれていないものがあった。 現金の収納に当たっては、春日井市会計規則に基づき適正な事務処理をされたい。	注意	今後は、払い込みに遅延が生じないように、講座ごとに金融機関への払い込み担当者を定めて課のスケジュールに表示し、課内の誰もが確認できるようにしました。 また、春日井市会計規則を遵守し、適正に事務処理するよう職員に周知徹底しました。	措置済
2	R 6 定期監査	公園緑地課	契約に係る事務が適切でなかったもの 広告掲載に係る契約について、契約金額が請書の作成を省略できる金額を超えていたが、請書が作成されていなかった。 春日井市契約規則に基づき適正な事務処理をされたい。	注意	決裁時に入力する事業管理簿において、金額を入力した際に必要となる書類が判別できるようにして、確認体制の強化を図ります。 また、春日井市契約規則を遵守し、適正に事務を処理するよう職員に周知徹底しました。	措置済
3	R 6 定期監査	河川排水課	公有財産台帳の整備が適切でなかったもの 廃棄された川西用水ポンプについて、公有財産台帳にその旨が記載されていなかった。 春日井市財産管理規則に基づき適正な事務処理をされたい。	注意	川西用水ポンプについては、公有財産台帳に廃棄の記載をしました。 今後、変更等があった場合は、春日井市財産管理規則に基づき、公有財産台帳の加除等の事務を速やかに処理します。 また、年度当初に公有財産台帳を課内で回覧し、加除等の予定がないか確認します。 加えて、年度末には公有財産台帳の処理の忘れがないか確認を行います。	措置済
4	R 6 定期監査	土木管理課	占用料の徴収に係る事務が適切でなかったもの 次の2件について、春日井市道路条例等に基づき適正な事務処理をされたい。 (1) 道路占用料に係る納入期限が占用の許可をした日から1か月を超えて設定されていたものが多数見受けられた。 (2) 道路占用料の徴収について、滞納者に対し督促状を送付していないものがあった。	注意	(1) 月毎にまとめて請求するのではなく、許可毎に請求することで、1か月を超えない納期限を設定しました。 (2) 起案者以外の複数の担当者がチェックする体制を再確認し、納付期限等を記載したチェックシートに督促状発送期限を追加することで、送付漏れがないようにしました。	措置済
5	R 6 財政援助団体等監査	ニュータウン創生課 (高蔵寺まちづくり株式会社)	契約に係る事務が適切でなかったもの 電動アシスト自転車の購入について、契約金額が高蔵寺まちづくり株式会社経理規程で定められた契約書の作成を省略できる金額を超えていたが、特段の理由なく契約書が作成されていなかった。 高蔵寺まちづくり株式会社経理規程を遵守し、適正な事務処理を徹底するとともにチェック機能の強化を図られたい。	注意	経理規程に基づき策定したチェックシートを確実に運用することにより、決裁書の回議時に契約書作成の要否判断を厳格に行うことで、適正な事務処理を徹底し、再発防止に努めます。	措置済